

# 令和元年度

## 社会福祉法人聖ヨゼフ会 事業報告書

自 平成31年4月1日

至 令和2年3月31日

### 社会福祉法人聖ヨゼフ会 聖ヨゼフ医療福祉センター

医療型障害児入所施設	「聖ヨゼフ整肢園」
福祉型児童発達支援センター	「ひばり学園」
障害児相談支援事業	「ひばり学園」
医療型障害児入所施設	「麦の穂学園」
障害福祉サービス（療養介護）	「麦の穂学園」
障害福祉サービス生活介護事業(通園)	「くぬぎ」
特定相談支援事業	「かえで」
障害福祉サービス事業（短期入所）	
在宅心身障害児（者）療育支援事業	

令和元年度 社会福祉法人聖ヨゼフ会事業報告  
(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

1. 理事会・定時評議員会の開催と議事

1) 理事会 開催3回 期日 令和元年5月27日・元年6月12日・2年3月30日

主な議事内容

- (1) 平成30年度 決算及び事業報告
- (2) 社会福祉充実計画の決定
- (3) 理事・監事任期満了に伴う理事・監事推薦
- (4) 役員等報酬規定の変更
- (5) 理事長の選任
- (6) 令和元年度補正予算、令和2年度事業計画、予算承認
- (7) 経理規程の変更
- (8) 理事長の職務執行状況の報告

2) 定時評議員会 開催1回 期日 令和元年6月12日

主な議事内容

- (1) 平成30年度 決算及び事業報告の承認
- (2) 社会福祉充実計画の承認
- (3) 役員（理事、監事）推薦候補者の承認
- (4) 役員等報酬規定変更の承認

2. 障害福祉制度（児童福祉法・障害者総合支援法）に基づく法人運営事業

1) 児童福祉法

- (1) 医療型障害児入所施設：「聖ヨゼフ整肢園」・「麦の穂学園」
- (2) 福祉型児童発達支援センター：「ひばり学園」
- (3) 障害児相談支援事業：「ひばり学園」

2) 障害者総合支援法（自立支援）

- (1) 障害者福祉サービス療養介護事業所 麦の穂学園
- (2) 障害者福祉サービス事業（給付・短期入所・日中一時支援事業所）  
聖ヨゼフ整肢園・麦の穂学園
- (3) 障害者福祉サービス生活介護事業所 櫟（くぬぎ）
- (4) 特定相談支援事業 楓（かえで）

3) 京都市受託事業

- (1) 在宅心身障害児（者）療育支援事業

以上児童福祉法・障害者総合支援法の法令に適応した事業運営を法令の順守と利用者に安定した質の高い医療福祉サービスが提供できるよう運営し、専門職員の確保等に努力した。

3. 行政監査等指導について

1) 京都市子ども若者はぐくみ局 はぐくみ創造推進室により児童福祉法に基づく  
指導監査及び実地指導

期 日：令和元年9月24日

監査実施対象事業所

- \* 聖ヨゼフ整肢園（医療型障害児入所施設）
- \* 麦の穂学園（医療型障害児入所施設）
- \* ひばり学園（児童発達支援）
- \* 櫟（生活介護）
- \* 療養介護・短期入所、障害児相談支援・計画相談支援

監査指導結果（口頭指摘事項）

\* 経理規程について

第6条第4項（2）拠点区分及びサービス区分 6拠点を8拠点にすること。

\* 医師の勤務日数、時間を明示すること。

\* 個別支援計画の開始日を記載すること。

2) 近畿厚生局 施設基準等に係る適時調査

期 日：令和2年2月14日

（口頭指摘事項）

\* すべての委員会を表に入れる

（文書指摘事項）

\* 保険外併用療養費

特別の療養環境の提供に関する事項について、実施または変更の都度速やかに  
報告すること

3) 京都市保健福祉局 令和元年度京都市医療監視

期 日：令和2年3月2日

（口頭指摘事項）

\* 医師並びに看護師等の充足率は十分である

\* 院内感染対応マニュアルの順守

\* 研修の出席率を上げる努力

4. 「きょうと福祉人材育成認証制度」の認証更新

認証期間：令和7年2月末日まで

5. 介護・福祉サービス第三者評価の受診 令和2年3月17日(火) 終日

6. 法人運営に関する情報（財務諸表開示）ホームページに公開実施

7. 既存設備改修工事（厨房）

8. 研修会（施設運営等）に参加。

9. その他：個人加入労働組合員状況（現在1名在職）

## 考察と今後の課題

- \* 施設の老朽化に伴い、各方面での改修が必要になってきており、財政を圧迫しています。今年度は、秋に食堂の営業を10日あまり休み、厨房設備の改修と床の塗装補修を致しました。
- \* 7号棟を解体・新築をして、麦の穂A病棟を移転し、8号棟（耐震補強工事対象外）を使用している「櫟」を6号棟へ移転する計画の検討を始めました。年明けに設計についての相談会を予定していましたが、新型コロナウイルスの影響で、進展しておりません。
- \* 「社会福祉充実残額」について、「社会福祉充実計画」を施設の老朽化と利用者の変化に伴う建物、設備、を勘案して作成していますが、医療、福祉収入の減少、備品等の修理、取替等の費用、人件費の増加で収支バランスの悪化は避けられません。改善に向けて、全職員への周知徹底を図り、健全な運営に努力するよう努めることが求められています。
- \* 「災害時マニュアル」を作成いたしました。「危機管理」として現在の諸委員会（医療安全管理、感染予防、虐待防止、衛生管理、苦情解決、栄養管理、褥瘡対策、防災、緊急時連絡網等）の横の連絡と全職員への周知徹底の強化が必要と思われます。
- \* 2月初めに感染予防委員会において新型コロナウイルス感染症の対策をはじめました。3月にはコロナ対策会議を立ち上げ、対策を進めています。  
3月末における主な対応は、職員は出勤時の手指消毒と対面でのマスク使用。入所者等は重度訪問介護の中止、不要不急の面会の中止、短期入所の制限、「櫟」・「ひばり」の通園は通常通り、風邪症状のある方の外来受診は不可、外来保育の中止などです。
- \* 医療・福祉施設の適切な基準を満たす職員（看護基準確保の看護、介護）雇用について常時努力を必要としています。
- \* 在宅支援の短期入所は、職員各位の努力で成果を上げてきていましたが、新型コロナウイルスの対応のため、短期入所が難しくなっています。
- \* 公益的な活動事業として「京都地域創生事業」への参画や地域社会への貢献についての考察が今後、必要かと考えられます。
- \* 法人運営、施設の質の向上、地域貢献等、課題は多々ありますが、年間無事に運営出来たことは、神様の恵みと理事、監事、評議員、全職員のご努力、地域住民の皆様の支えと賜物に心から感謝しています。